

写

年管管発 0329 第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に伴う診断書
の項目改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、平成 25 年 3 月 29 日付け年管発 0329 第 1 号をもって、厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長あてに通知されたところであるが、これに伴い、認定事務をより円滑に行うため、診断書（眼の障害用）様式第 120 号の 1 及び診断書（精神の障害用）様式第 120 号の 4 の項目の一部を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、平成 25 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

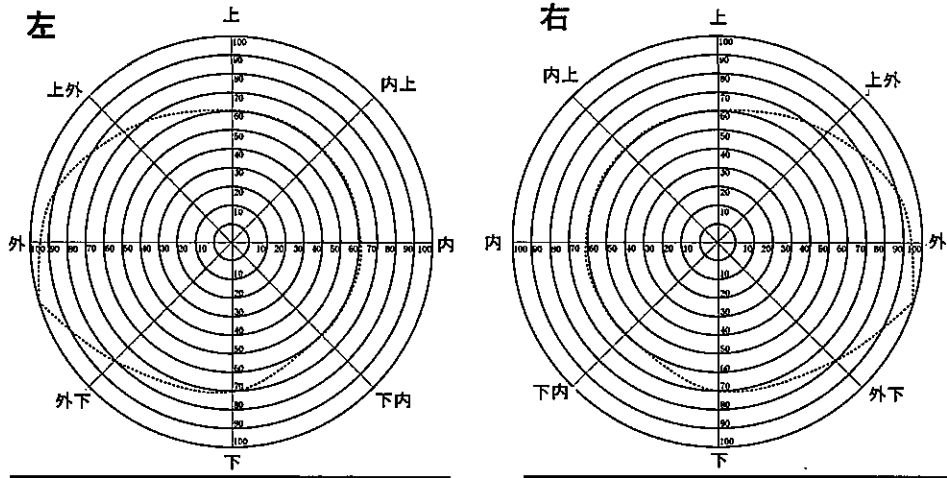
なお、平成 25 年 6 月 1 日前に交付された旧様式による診断書については、当分の間、同日以降も使用することができる。この場合においては、障害の程度の認定に当たり必要に応じて医師照会を行う等、適切に取り扱うよう十分に留意されたい。

◎ 診断書 (眼の障害用) [様式第120号の1] 新旧対照表

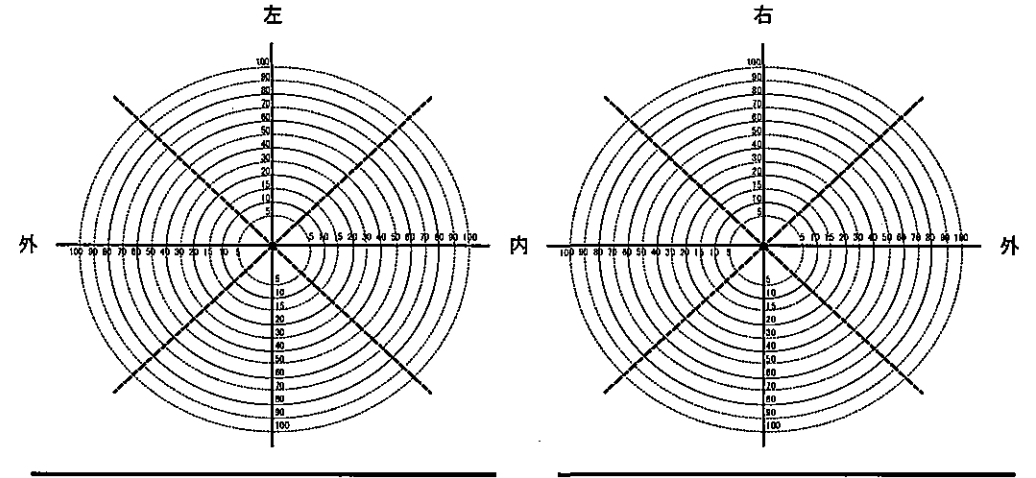
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(表面)</p> <p>(フリガナ) 氏名</p> <p>生年月日 昭和 平成 年 月 日生 (歳) 性別 男・女</p> <p>住所 住所地の郵便番号 都道府県 郡市区</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日現症)</p> <p>(1) 視力 (視力測定の標準照度は200ルクスとしてください)</p> <p>(略)</p>	<p>(表面)</p> <p>(フリガナ) 氏名</p> <p>昭和 平成 年 月 日生 (歳) 男・女</p> <p>住所 住所地の郵便番号 郡市区 町区</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日現症)</p> <p>(1) 視力 (視力測定の際の照度は200ルクスとしてください)</p> <p>(略)</p>

(2) ① 視野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/4の視標で測定してください。

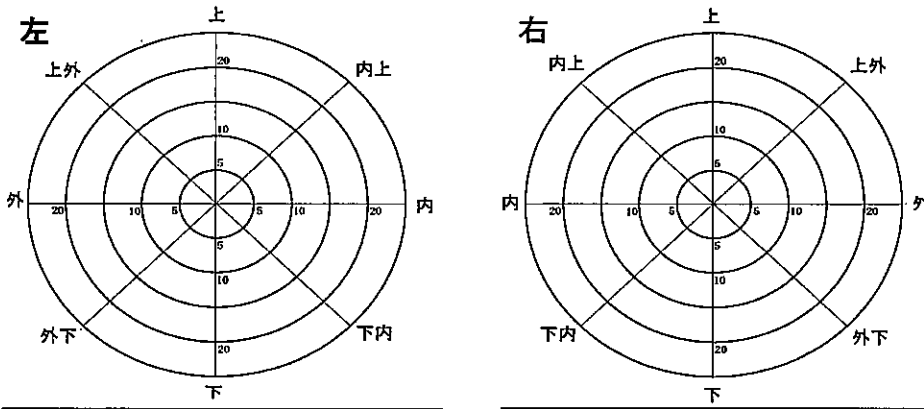


(2) 視野 (傷病から視野障害を測定する必要があると認められた場合には測定してください)



(注：見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください)

②-1 中心視野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/2の視標で測定してください。



(注：見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください)

②-2 中心視野の角度 (1/2の測定値)

	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計
右	度	度	度	度	度	度	度	度	度
左	度	度	度	度	度	度	度	度	度

※視野障害がある場合は、左記の(2)①視野と②-1中心視野に測定結果を記入してください。

(3) (略)

(4) 調節機能・輻輳機能・瞳孔

(5) まぶたの欠損・まぶたの運動

(6) 眼球の運動

⑪現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)

⑫・⑬ (略)

(3) (略)

(4) 調節機能・輻輳機能

(5) まぶたの欠損

⑪現症時の日常生活活動能力及び労働能力

⑫・⑬ (略)

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となるようとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～4（略）

5 ⑩の欄の（1）視力の「矯正」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。

6（略）

7 ⑩の欄の（2）②-2「中心視野の角度」は、I/2の視標を用いて各眼毎に8方向の視野の角度を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「計」の欄に記入してください。

記入上の注意

1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となるようとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

2～4（略）

5 「矯正眼鏡」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。

6（略）

◎ 診断書 (精神の障害用) [様式第120号の4] 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(表面)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日 現症)</p> <p>ア 現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。) 前回の診断書の記載時との比較 (前回の診断書を作成している場合は記入してください。)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁・多動 3 <u>気分(感情)の異常な高揚・刺激性</u></p> <p>4 <u>観念奔逸</u> 5 易怒性・被刺激性亢進 6 <u>誇大妄想</u></p> <p>7 その他 ()</p> <p>III・IV (略)</p> <p>V 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 <u>感情の平板化</u> 3 意欲の減退</p> <p>4 その他 ()</p> <p>VI (略)</p>	<p>(表面)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 障害の状態 (平成 年 月 日 現症)</p> <p>ア 現在の病状又は状態像 (該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。) 前回の診断書の記載時との比較 (前回の診断書を作成している場合は記入してください。)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁・多動 3 <u>感情昂揚・刺激性</u></p> <p>4 <u>思考奔逸</u> 5 易怒性・被刺激性亢進 6 <u>誇大性</u></p> <p>7 その他 ()</p> <p>III・IV (略)</p> <p>V 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 <u>感情鈍麻</u> 3 意欲の減退</p> <p>4 その他 ()</p> <p>VI (略)</p>

VII 知能障害等

1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

3 高次脳機能障害

ア 失行 イ 失認

ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害

4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他 ()

5 その他 ()

VIII・IX (略)

X 乱用、依存等 (薬物等名:)

1 乱用 2 依存 (削除)

XI (略)

イ (略)

VII 知能障害等

1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度

2 認知症

3 その他症状等

4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他 ()

5 遂行機能障害 6 注意障害

7 その他 ()

VIII・IX (略)

X 乱用、依存等 (薬物等名:)

1 乱用 2 依存 3 離脱

XI (略)

イ (略)

(裏面)

ウ 日常生活状況

1・2 (略)

3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。)

※ (略)

(精神障害)

(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。

(2)～(5) (略)

(知的障害) (略)

エ・オ (略)

カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)

キ (略)

⑪～⑬ (略)

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

(削 除)

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(裏面)

ウ 日常生活状況

1・2 (略)

3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。)

※ (略)

(精神障害)

(1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認めるが、社会生活は普通にできる。

(2)～(5) (略)

(知的障害) (略)

エ・オ (略)

カ 臨床検査 (心理テスト・知能障害の場合には、知能指数、精神年齢を含む。)

キ (略)

⑪～⑬ (略)

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

記入上の注意

1 (略)

2 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

3～5 (略)

6 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。

記入上の注意

1 (略)

2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

3～5 (略)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑩の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- 5 ⑩の欄の(1)視力の「矯正」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。

ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはI/2の視標を用い、周辺視野の測定にはI/4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法を記入してください。
- 7 ⑩の欄の(2)②-2「中心視野の角度」は、I/2の視標を用いて各眼毎に8方向の視野の角度を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「計」の欄に記入してください。



診断書 (精神の障害用)

(フリガナ) 氏名		生年月日		昭和 平成 年 月 日生 (歳)		性別	男・女
住所		所在地の郵便番号		都道府県		郡市区	
① 障害の原因となつた傷病名 ICD-10コード()	② 傷病の発生日		昭和 平成 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	本人の発病 時の職業		
	③ ①のため初めて医師 の診察を受けた日		昭和 平成 年 月 日	診療録で確認 本人の申立て (年 月 日)	④ 既存障害		
⑤ 傷病が治つた(症状が固定 した状態を含む。)かどうか		平成 年 月 日	確認 推定	症状のよくなる見込・・・有・無・不明		⑤ 既往症	
⑦ 発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、 就学・就労状況等、期間、 その他参考となる事項		陳述者の氏名		請求人との続柄		聴取年月日 年 月 日	
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時 初診年月日 (昭和 平成 年 月 日)							
⑨ ア 発育・養育歴 これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴を できるだけ詳しく記入して ください。)		イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 中学校(普通学級・特別支援学級・特別支援学校) 高校(普通学級・特別支援学校) その他			ウ 職歴		
エ 治療歴(書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。)(※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)							
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰(軽快・悪化・不変)		
	年 月～年 月	入院・外来					
	年 月～年 月	入院・外来					
	年 月～年 月	入院・外来					
	年 月～年 月	入院・外来					
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現症)							
ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)				イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。			
前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。) 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明 I 抑うつ状態 1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 自殺企図 5 希死念慮 6 その他() II そう状態 1 行為心道 2 多弁・多動 3 気分(感情)の異常な高揚・刺激性 4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想 7 その他() III 幻覚妄想状態等 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しい奇異な行為 6 その他() IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減裂思考 5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応 8 その他() V 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退 4 その他() VI 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のタイプ (A・B・C・D) 2 てんかん発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度) VII 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 3 高次脳機能障害 ア 失行 イ 失認 ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害 4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 その他() VIII 発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他() IX 人格変化 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他症状等() X 乱用、依存等(薬物等名) 1 乱用 2 依存 XI その他 []							

「診療録で確認」または本人の申立てのどちらかを○で囲み、本人の申立ての場合はそれを記載した年月日を記入してください。

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 () (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自らの清掃や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要・不要)—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話や自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるとともに、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる (精神障害) 又は (知的障害) のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等) を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、自発的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、若しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身近な生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身近な生活についてもおおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身近な生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身近な生活の処理も一人でできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見 (神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知能障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑬ 備 考</p>	

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。〕
- 3 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
 - (3) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を④の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
 - (4) てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。
また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA～Dを○で囲んでください。
A: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「③備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。
- 6 高次脳機能障害による失語障害があるときは、「言語機能の障害用」の診断書が必要になります。